

総務財政委員会記録

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和6年10月17日（木）午前10時0分～午前11時19分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

1. 陳情第99号
（選挙管理委員会） 選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を要請する意見書提出を求める陳情
1. 予算第24号議案
（地域協働局） 令和6年度神戸市一般会計補正予算
1. 報 告
神戸市民のくらしをまもる条例及び施行規則の一部改正（案）の意見募集
手続について

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	上 畠 寛 弘			
副委員長	三木しんじろう			
委 員	萩 原 泰 三	川 口 まさる	ながさわ 淳一	松 本 のり子
	平 野 章 三	よこはた 和幸	平 井 真千子	坊 池 正
	吉 田 謙 治			

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（上嶋寛弘） おはようございます。ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日は、10月16日の本会議で付託されました議案及び陳情の審査のほか、報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、これを許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、写真撮影等の許可についてお諮りいたします。

朝日新聞社から、本委員会の模様を写真撮影、録音したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日の協議事項についてお諮りいたします。

お手元の協議事項のとおり、本日は、市長室、会計室、企画調整局、行財政局、人事委員会、監査委員の審査は予定しておりませんが、これらの所管事項に関して、予定はございませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） それでは、本日は私自身が市長室に対する質疑を行いますので、市長室に対する質疑は、地域協働局の審査の後に行い、そのほかについては、待機を解除いたしますので、御了承願います。

次に、陳情第99号については、陳情者から口頭陳述の申出がございますので、各局の審査の後、口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次、各局の審査を行います。

（選挙管理委員会）

○委員長（上嶋寛弘） これより選挙管理委員会関係の審査を行います。

それでは、議案1件について、当局の説明を求めます。

局長、よろしく願います。

○長谷選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長の長谷でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（上嶋寛弘） どうぞ、着席して御説明ください。

○長谷選挙管理委員会事務局長 着座で失礼いたします。

ただいまから、お手元にお配りしております第24号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算、選挙管理委員会事務局所管分につきまして御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

なお、100万円未満は省略いたしますので御了承願います。

1. 歳入歳出補正予算一覧でございますが、歳入11億3,600万円、歳出11億3,600万円をそれぞれ増額しようとするものです。

2. 歳入補正予算の説明ですが、第18款国庫支出金のうち、第3項委託金、第1目総務費委託金、第2節衆議院議員選挙委託金で6億800万円を、第3節衆議院議員選挙臨時啓発委託金で100万円を、また、第19款県支出金のうち、第3項委託金、第1目総務費委託金、第3節知事選挙委託金で5億2,600万円をそれぞれ増額しようとするものです。

次に、3. 歳出補正予算の説明ですが、第2款総務費のうち、第5項選挙費、第5目衆議院議員選挙費で、衆議院議員総選挙等の執行のため、6億800万円を増額しようとするものでございます。

2ページを御覧ください。

同じく、第6目衆議院議員選挙臨時啓発費では、衆議院議員総選挙等の臨時啓発のため、100万円を、第7目知事選挙費では、兵庫県知事選挙の執行のため5億2,600万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

以上、議案1件につきまして御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上嶋寛弘） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、予算第24号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算について、御質疑はございませんか。

○委員（川口まさる） この知事選と衆議院選の選挙の執行に伴う補正予算に関連して伺います。

今年の夏にあった東京都知事選挙においては、選挙ポスター掲示板において最大48人が掲示できるよう準備されていたものが、結果的に56人が立候補しました。あふれた候補者のポスターはクリアファイル等を用いて掲示板の端に貼り付ける対応を取ったと報道されています。

このたびの兵庫知事選挙について、10区画を用意すると聞いていますが、候補者が10人を超えた場合はどのような対応になるのか、現時点での検討状況をお伺いいたします。

○長谷選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

現時点におきましては、兵庫県知事選挙に係るポスター掲示場の区画数は、10区画とするように、兵庫県選挙管理委員会から指示されておりますので、この指示に基づいて設置の準備を進めているところでございます。市選挙管理委員会といたしましては、兵庫県選挙管理委員会との連携を密にした上で、事前に立候補予定者数を正確に把握し、選挙運動用ポスターを掲示できる区画数に不足が生じることのないよう万全を期したいと考えております。

なお、仮に兵庫県知事選挙に多数の候補者が立候補し、ポスター掲示場の区画数が10区画では足りなくなると見込まれる場合においては、経費縮減や工期の短縮といった観点から、現在設置しております衆議院議員総選挙用のポスター掲示場、8区画ありますが、こちらを再利用して対応したいと、このように考えております。

○委員（川口まさる） ありがとうございます。衆議院選挙のために設置した看板の、部分的にでも、支柱とか部分的にでも知事選に流用できるのであれば、効率的だと思います。経費縮減と工期短縮につながるということなので、よろしく願いいたします。

今回のように2つの選挙が近い時期に行われるということは急遽決まったことではありますが、今後もうまく工夫して、無駄のないよう準備してほしいと思います。

他方で、都知事選の枠外ポスターの事例に照らせば、掲示板の設置方法について不公正と受け止められた場合、候補者から提訴されるリスクもあります。公正かつ効率的な準備をよろしくお願いいたします。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） では、この際、選挙管理委員会の所管事項について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） では、御質疑がなければ、選挙管理委員会の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした

委員の皆様申し上げます。

この際、地域協働局が入室するまで暫時休憩いたします。

当局がそろい次第再開いたします。

（午前10時6分休憩）

（午前10時8分再開）

（地域協働局）

○委員長（上島寛弘） ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより地域協働局関係の審査を行います。

それでは、報告事項1件について、当局の報告を求めます。

○三重野地域協働局長 それでは、報告1件につきまして御説明申し上げます。

総務財政委員会資料の1ページを御覧ください。

神戸市民のくらしをまもる条例及び施行規則の一部改正（案）の意見募集手続について御説明申し上げます。

1. 趣旨ですが、神戸市民のくらしをまもる条例は、消費者被害やオイルショックによる物価高騰を契機に昭和49年に制定され、今年で50年を迎えました。これまで適宜改正してきたものの、消費者の価値観や商品・サービスの多様化、消費者保護に関する法制度の進展といった社会情勢の変化に十分に対応できていない側面があります。

本件は、時代に即した分かりやすい規定になるよう、条例及び施行規則を見直すに当たり、意見募集を行うため、御報告させていただくものでございます。

2. 施行予定でございますが、2025年第1回定例会市会において条例案を御審議いただき、2025年4月施行予定でございます。

3. 意見募集の方法等ですが、(1)意見募集期間は、2024年11月5日から12月4日までを予定しております。資料の閲覧場所、意見の提出先及び提出方法についても記載しておりますので御参照ください。

4. 意見募集後の予定でございますが、いただいた意見に対し、神戸市ホームページで一括して神戸市の考え方を公表いたします。

2ページを御覧ください。

条例の一部改正（案）についての意見提出手続の閲覧資料（案）でございます。

1条例の概要は、先ほどの御説明と重複いたしますので、割愛いたします。

次に、2改正の概要でございます。（1）条例の名称の変更ですが、「くらしをまもる」という表現は、防災・防犯分野も連想させ、消費生活に関する内容であることが分かりにくいものとなっているため、名称を「神戸市消費生活条例」に改めます。

3ページを御覧ください。

（2）市の責務の追加と消費者基本計画規定の削除でございます。現在、国の消費者基本計画とは別に、神戸市消費者基本計画の策定を規定していますが、目まぐるしく変化する消費者問題に対し、迅速かつ柔軟な対応が求められています。国は、消費者基本計画に基づき、具体的な施策を定めた工程表を毎年策定しており、神戸市でも、その工程表を踏まえた施策を実施することで代替することができます。そこで、計画についての規定を削除する一方、迅速かつ柔軟な施策の実施を市の責務として追加いたします。

次に、（3）商品・役務の表示義務の見直しでございます。現在、商品・役務について規則で定める事項の表示を事業者に義務づけておりますが、他法令等により表示義務があるなど、現在では意義が薄れています。そこで、規則による商品・役務ごとの個別規定は削除し、商品については成分などの、役務については取引条件などの必要な事項を表示することとします。

（4）価格表示及び単位価格表示義務の見直しですが、現在、販売単位や価格の表示を努力義務として規定しているほか、一定規模以上の小売事業者等に、規則で定める商品の単位価格表示を、また、規則で定める事業者に対し、価格表示を義務づけています。

4ページを御覧ください。

制定当時は価格が商品選択における主要な価値基準でしたが、現在では、価格だけでなく、品質や機能など、価値基準が多様化しています。そこで、一部の事業者に価格表示及び単位価格表示を義務づける規定を削除し、全ての事業者・商品を対象とした価格表示及び単位価格表示の努力義務のみといたします。

（5）保証表示及び金銭消費貸借契約書等の交付規定の削除ですが、現在、規則で定める商品について、品質等を保証する際の表示事項を規則で定めています。また、規則で定める金融業者に対し、金銭消費貸借契約書等を消費者に交付することを義務づけています。しかしながら、各事業者が行う保証表示は、コンプライアンスや顧客サービスの一環として行われているほか、公正競争規約により保証表示事項を定めている業界もございます。また、金銭消費貸借契約書等は、監督省庁が定める指針等により交付が義務づけられており、条例の規定と重複しておりますので、当該規定を削除いたします。

5ページを御覧ください。

（6）過大包装関係規定の見直しですが、現在、過大包装を禁止し、包装の安全性の確保等を義務づけているほか、違反した事業者に対して指導・勧告・公表できることとなっています。しかしながら、商品の多様化や包装技術の進歩により、基準から外れても消費者にとって不利益とは言えないケースもあり、過去10年間で違反として、指導・勧告・公表した事例はございません。そこで、過大包装の基準、包装の安全性の確保等を義務づける規定、指導・勧告・公表の規定を削除いたします。

（7）物価関係規定の見直しですが、現在、生活必需物資の価格調査、流通機構の整備、価格高

騰時の生活必需物資の確保についての事業者の協力義務や、不当な事業活動を行った事業者に対する立入検査等について規定しています。しかしながら、物価政策は、神戸市単独で実施しても効果が薄く、一方で自由な経済活動を阻害するおそれがあります。また、流通機構の整備に関する規定は、50年前の大規模流通センターの建設や小売市場の整備等を念頭に置いた規定で、現在では役割を終えています。

6ページを御覧ください。

そこで、平常時の価格調査、流通機構の整備、不当な事業活動を排除するための立入検査等の規定を削除し、災害等緊急時における生活必需物資の確保について規定し直します。

(8)市民意見の反映関係規定の見直しですが、現在、市長、事業者及び消費者相互の情報交換や対話の機会を提供することや、消費生活に関する市民の自主的な会議を市が支援することを努力義務として規定しているほか、附属機関として、消費生活会議、消費者苦情処理審議会をそれぞれ独立した機関として規定しています。しかしながら、想定していた自主的な会議は一定の役割を終えたとして既に解散しており、新たに支援を求める会議もございません。また、2つの附属機関の位置づけが分かりにくくなっています。そこで、広く消費者の意見、要望等を把握し、施策に反映させることを目的に、規定し直します。消費生活会議の名称を消費生活審議会へ改め、苦情処理審議会を消費生活審議会の部会に位置づけ、一体的に運営することといたします。

以上が、条例改正（案）に関する意見募集のための閲覧資料（案）でございます。

7ページを御覧ください。

施行規則の一部改正（案）に関する意見募集のための閲覧資料（案）でございます。

1趣旨については重複いたしますので割愛いたします。

2改正の概要、(1)クリーニングの取扱上の注意表示義務の削除ですが、現在、クリーニング事業者に対して、石油系溶剤でドライクリーニングをした洗濯物について、残留溶剤による皮膚障害を未然に防ぐため、取扱上の注意を表示するよう義務づけています。しかしながら、クリーニング事業者の溶剤残留防止の取組や、乾燥技術の向上により、現在では義務づけの必要性は低いと考えることから、当該規定を削除いたします。

8ページから10ページ、(2)商品・役務の表示義務の削除から、(6)過大包装基準等の削除にかけては、先ほど御説明いたしました条例の改正に伴い、改正するものでございますので、併せて御参照ください。

10ページを御覧ください。

(7)不当な取引行為の要件の追加でございます。現在、消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に、口頭による行使を認めたにもかかわらず、書面によらないことを理由として、契約の成立または存続を主張することを禁止していますが、電子メールなどを利用できない消費者が不当な取扱いを受けることがないように、「書面によらないことを理由として」を「書面または電磁的記録によらないことを理由として」と改正いたします。

11ページから27ページには、改正前の神戸市民のくらしをまもる条例を、28ページから70ページには、改正前の神戸市民のくらしをまもる条例施行規則を参考に掲載しております。

以上、報告1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上畠寛弘） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、報告事項、神戸市民のくらしをまもる条例及び施行規則の一部改正（案）の意見募集手続について、御質疑はございませんか。

- 委員（川口まさる） 神戸市民のくらしをまもる条例の改定について意見募集をするという報告に関連して、消費者行政がどの程度市民の役に立っているかをお伺いしたいので、よろしく願いいたします。

まず、委員会資料の21ページにある条例34条、消費者訴訟の援助についてです。ちょっと引用しますね。第34条では、「市長は、消費生活上の被害を受けた消費者が事業者に対して提起する訴え又は事業者から提起された訴えを援助を受けずに提起し、又は応訴することが困難であり、かつ、同一又は同種の原因により被害者が多数存在し、又は多数発生するおそれがある場合において、被害者に対して消費者訴訟に係る援助を行うことが妥当であると苦情処理審議会が認めたときは、被害者の権利を守り、その被害を救済するとともに事業者の社会的責任を追及するため、必要な援助を行うものとする」と規定されています。今回、この条文について、審議会の文言は別にして、内容は改定しないと認識していますが、この条例に基づく援助の実績はどのようになっていますでしょうか。

- 保科地域協働局副局長 ただいま34条について読み上げいただいたんですけれども、34条は、消費者が事業者に対して訴訟を提起等する際に、被害者の権利を守り、救済するために、事業者の社会的責任を追及するために、他の被害者への訴訟参加の周知、あとは消費者訴訟における立証の活動への協力と訴訟費用の貸付け、その他必要な援助を行うことについて規定したものでございます。これにつきましては、過去10年間で実績はございません。

また、2のほうに規定しております訴訟費用の貸付けにつきましては、これまで利用した実績というのはございません。

以上です。

- 委員（川口まさる） 援助のほうは10年間で実績がないと、貸付けのほうもこれまで利用された実績はないと。こういった、存在するものの活用実績に乏しい規定について、将来的には見直しも必要ではないかと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

- 保科地域協働局副局長 消費者トラブルというのは、多様化・複雑化してきておりますけれども、こういった多くの方が、例えば、同じ悪徳事業者等に対して多くの苦情が寄せられているような案件につきましては、やはりこういった消費者行政に特化した救済措置というのは必要であると考えています。

- 委員（川口まさる） 例えば、相談対応については、そもそも消費生活センターがまずあります。訴訟のほうの援助についてもなんですけれども、国においては、消費者裁判手続特例法も用意しています。第1条を引用しますね。「この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害等について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害等を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と規定されています。裁判手続を進行するのと、援助するのとで、行為の違いはあるものの、先ほど説明のあったように、多数の被害を対象としている点なんかは類似していて、この法とその条例は役割が一部重複しているようにも感じます。

本資料において、この本条例のほかの条文について、他法令等との重複も、課題等として記載

されています。例えば、条例17条について、「他法令等により表示義務がある」とか、18条について、「食品表示基準において内容量表示が義務付けられている」とか、21条について、「監督省庁が定める指針等により交付が義務付けられており、条例の規定と重複」などと記載しています。

これらを課題として認識してるのであれば、34条についても、国法との関係においてどのようになっているかというのが、仮にそういった援助が必要だとしても、検討してみるべきだと思いますが、今、御所見はありますでしょうか。

- 保科地域協働局副局長** 国のほうで用意されているような救済措置というのも当然ございますけれども、例えば、ちょっと今おっしゃられたものに該当するかどうかは別なんですけど、例えば、東京までわざわざ行って手続をしないといけないですとか、例えば、悪徳事業者の場合ですと、過去多かったですけど、水回りトラブルといった苦情が多かったですけど、そういった経緯は、全国的に展開しているというよりは、非常に地域で展開されている場合も多うございますので、そういった際に、ほかの同じような被害に遭われた方を、例えば、呼びかけるとなったときに、全国で呼びかけるというよりは、やはり身近なところで呼びかけるというようなこととなりますので、窓口が身近にあって、皆さんにとっても、国であったり、市であったり、いろんな救済の選択肢が多いということは重要であると考えております。

以上です。

- 委員（川口まさる）** 救済の選択肢というのは多いほうがいいのかもしいですけど、結局、この条例に関しては実際使われてないわけですよ。その辺もちょっと留意いただいたらいいかなと思ってます。

あと、さっき僕自身が挙げた消費者裁判手続特例法については、2024年3月13日の日本経済新聞朝刊で報道がありました。「16年の導入以降に起こされた訴訟は、9事業者に対する8件にとどまる。背景にあるのが使い勝手の悪さだ」というふうに報道されていまして。この法律も活用実績は少ないようです。本条例と共通の課題があるのか、そもそも制度そのものが不要なのかも含め、条例に基づく実績の現状を直視しつつ、点検するようにお願いいたします。

続いて、神戸市消費生活センターの相談受付について、どのような実績になっていますでしょうか。また、市民からの評価というのはどういうふうになってますでしょうか。

- 森本地域協働局消費生活センター所長** 私ども消費生活センターに寄せられている相談というのが、年間1万件強ございます。その中で、消費生活相談員、これ国家資格を持った者が順次相談を受けておるんですが、助言でありますとか、あっせんでありますとか、ほかの適切な機関に御紹介をさせていただいたりといったところでしております。おおむね助言とか、あっせんとか、それから、我々はホームページのほうでも自己解決支援のためにいろいろFAQを充実させたりとか、チャットボットを導入したりとか、そういうふうな自己解決の実現に向けて努力しておりますので、おおむね好評いただいているのではないかなと思います。ただ、ほとんどの御相談が、93%が電話による御相談です。一度御相談されたものについて、後追いというのが正直できておりませんが、再相談に至る場合は、消費者の方から何度となく御相談をされてますので、一定の解決を見ているのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

- 委員（川口まさる）** お客様満足度みたいなものがあればいいなと、私そういう観点で聞いてます。先ほど「後追いというのが正直できておりません」という御説明があったんですけども、

必要かなと思ってます。市として消費者行政に取り組むというのであれば、効果検証が必要だろうと思っています。相談件数、アクセス数とかとともに市民における満足度を確認していくべきという考え方に立って実施内容について分析して効率的に行うようお願いいたします。

○委員長（上嶋寛弘） 他にございませんか。

○委員（平野章三） 改正になってるけど、条例廃止したらどうなの。これ見ても、ほとんど権限はないし、努力義務とかというようなことで、何が——この条例自体廃止しても問題ないんじゃないかなと。相談窓口つくってもいいぐらいで、県とか国の状況もあるので、こんな改正が、また今後改正せなあかん。罰則とか権限とか入れるんやったらいいんですけど、どうなんですか。

○三重野地域協働局長 今回、条例の改正という形で、今御質問は、もうなくしてもいいんじゃないかということだとは思いますが、一応消費者主権という——50年前に制定したときの消費者主権という理念というものは、自治体としてもやっぱり消費者を守るというような意義というか、そういったものは守っていききたいなというふうに思っておりますので、条例自体は、時代に応じて形を変えても残したいというふうには思っております。市としてそういう立場でいたいなというふうに思っております。

○委員（平野章三） いや、そういう発想じゃなくても、条例廃止して、消費者立場のものを新たに必要分つくったほうが賢いんじゃないかな。こういうことを触るより。ほとんどこれ何か、権限も何もない。だから、新たに神戸市が独自で消費者に対応できるようなものをつくると。窓口でも。現実には、県とか国にやっぱり権限があるからボール放るというケースがあると思うんですよ。相談窓口的にはええけど、こんなことちょこちょこ改正してもいいんじゃないかなと、もう一遍だけ。

○三重野地域協働局長 おっしゃるとおり、国と県と、前もちょっと消費者庁の方が来られて意見交換もしたんですけど、確かに国もやっております。県もやっております。そこ、自治体も今、神戸市以外も全部やっているという状況なんですけど、なかなか今後どういった形で連携してやっていくのがいいかというような議論も今、国ともさせていただいておりますので、そこは踏まえながら、条例の話はちょっと今別ですけど、そこはきっちりと整理しながらやっていきたいなと思っております。

○委員（平野章三） いやもうほかやっていると関係なしに、これが必要かどうか、もうちょっと新たに別なものをぽんとつくって、簡単なものにしてするか、国でもやってもらうものは国に任せたらいいし、県にやってもらうものは県に任せて、屋上屋を触ることはないと思うので、今後の課題として一遍よう検討してください。

○委員長（上嶋寛弘） 他にございませんか。

○委員（萩原泰三） 私も神戸市民の暮らしをまもる条例の改正についてちょっとお伺いしたいんですけど、私のちょっと感覚的なお話で申し訳ないんですけど、この見直し後の条例の名前、神戸市消費生活条例というふうになってるんですけども、この条例の目的は、消費者を守る目的でありまして、現状の条例も神戸市民という人を表す言葉も入ってますし、その目的も、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とするというふうになってますので、この条例の名前に、例えば、神戸市民であったりとか、消費者のような、人を表す言葉とか文字を付け加えるほうがより実態に合っているのではないかなと思うんですけども、御見解をお願いいたします。

○三重野地域協働局長 今、新たな視点の提案をいただいて——意見募集を今回、市民の方にもさ

せていただこうと思っておりますので、今の先生おっしゃったことも踏まえて、これで確定したわけではございませんので、そこも検討していきたいなと思います。

○委員長（上畠寛弘） 大丈夫ですか。

他にございませんか。

（なし）

○委員長（上畠寛弘） では、この際、地域協働局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（ながさわ淳一） 私からは、自治会のことについてちょっとお伺いしたいんですけども、今年の2月の予算特別委員会の局別審査でも、私、質問させていただいてるんですけども、市内の自治会の数が依然としてずっと減少傾向にあります。その中で後継者不足もある。加入率の低下もある。そういった課題がより一層、以前質問させていただいたときよりも顕在化しているのがもう大きく感じられます。その中で、この地域協働局において、令和5年度に自治会活動エリア調査を実施されたということですが、調査結果は、内容はどうだったのか。また、その結果を踏まえて、今後どういうふうな形で取り組んでいかれるのか。その辺りを教えていただきたいんですけど。

○三重野地域協働局長 自治会は、地域の皆さんが自立的に結成する団体でございますけれども、その自治会の活動が縮小したりとか、またもうなくなってしまうということで、地域住民の生活環境に影響が出る可能性があるかと、そのように考えております。

そこで、先ほど委員おっしゃったように、昨年度、自治会が活動している、または活動していないエリアを把握するという調査をさせていただきました。調査方法なんですけれども、市に登録してくださいということ声をかけはしておりますして、2,700ぐらいの自治会さんが登録をさせていただいてるんですけども、そこへのアンケートをしたりとか、それと、登録されていないエリアについては、区役所とともに職員のほうが連自治会にちょっと聞いたりとか、近隣の自治会に聞いたりして、状況を、聞き取り調査というのをさせていただきました

その結果なんですけれども、連絡の取れない自治会とか、活動範囲を明確に特定できない自治会、近隣の空白地の情報が得られないまだエリアも存在するんですけども、一定の範囲で自治会の空白地域というのを確認することができました。例えば、北区とかの場合でしたら、農村地についてはおおむね全域で自治会があると、組織されてるのに対しまして、市街地部分、特に中央区であったりとか、垂水とか長田とか、そういったところの一部のエリアでは自治会が確認されていない地域が広がっている等の状況が確認できている状況でございます。

そして、今後どうするかということなんですけれども、今年度なんですけれども、中央区のほうで一部地域において、ないところで何か問題が起こってますかとか、課題がないですかというようなヒアリング調査というのを——白地地区と言ってるんですけど——そのエリアで今実施をしているということを今年度やっております。その対応策については、またその結果も見ながら、来年度に向けて検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員（ながさわ淳一） ありがとうございます。地域の実態を把握することは、よりよい地域活動支援の政策立案において極めて重要であると考えますし、最近マンションなどの集合住宅を選ばれている世帯も増えておりますんでね、自治会の加入や地域活動の協力がいただけない方々が、住民が増えているということも、これからより一層予想されますので、そういった地域の実態に関するエビデンスを基に議論を深めていただけたらなと思います。そういうことによって、

地域団体の支援や地域課題の解決に生かしてもらいたいと思います。

今日なぜこういう質問をさせていただいたのかといいますと、私、長田区なんですけども、新長田の駅前のバスターミナルという話がありまして、そこは地域からの要望ということで話が進んでたんですけども、それが中止になったという話があったんですよ。その中で、そのきっかけが、地域の近くのマンションの方がそんな話は聞いてない。急に言われても、何ちゅうことやとかなり怒られてるんですね。そこで、都市局さんと交通局さんが説明に行かれた。そこでかなりの反対が強かったということで、都市局さんと交通局さんは、その地域のマンションのところに説明に回られたみたいなんですけども、そこでもかなり反対が強かったということなんです。もともと新長田の南の駅前のところは、震災の後は自治会はあったらしいんですよ。その後、活動形態がなくて、今何も一切活動されてない状況だったんですね。このバスターミナルの件は、その周りの自治会の方は以前から説明を受けてたと、分かっていると。バスターミナルできたらいいのになという話は私も聞いてたんです。でも、実際その駅前の方は何も聞かされてない。これはもうやっぱり自治会がなかった。何の連絡も報告も教えてもらってなかったから、急に言われて、何でやねんという話になってるんで、やっぱりそういう問題解決にも、この自治会というのは大きく関わってきてると思いますので、どうぞよろしく、これからもよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） 他に御質疑がなければ、私から質疑をいたしますので、副委員長と進行を交代いたします。

よろしく願いいたします。

私のほうから質疑させていただきたいのは、今、地域協働局の所管となつてございます自衛官募集事務に係る自治体の協力についてということでございます。

こちらにつきましては、令和元年10月29日の一般質問において、私のほうから質問をさせていただきまして、市長のほうで約束をしていただいて、その後きっちりと自衛隊と神戸市、覚書を締結して、協力関係にあるというふうに認識してございます。

本件について、円滑にこれは引き続き進めていっていただきたいということでございますし、先日の決算特別委員会の分科会においても、あの際は副局長が御答弁されておられましたけども、しっかりと進めていっていただきたいなというふうに思っております。

一方、本件について、住民訴訟ということで裁判にもなっているというところでございますけれども、対象者の市民の方々というのは、22歳に達する市民、あと18歳だと思ふんですけども、原告って別にそういった年齢層の方ではないですよ。保護者とかそういった方でもないと思ふんですけど、その辺りってどうですか。訴状の中で把握している点からしても、その当事者ではないと思ふんですけども、提供された当事者ではないということは確認したいんですが、この点はいかがでしょうか。

○三重野地域協働局長 委員長おっしゃるとおり、提供された本人であったり保護者であるということではございません。

○委員長（上島寛弘） ということだと思います。

当事者でもないそういった方々が裁判をされて、ロジックとしては、これは憲法違反だとか、

個人情報保護条例の違反だとか、そういった観点の提起だというふうには思うんですけども、そういった提供された方々、若者ではないということであることは確認はさせていただきました。

この総務省なり防衛省という、国で言うとそういった個人情報とか言うんだったら総務省のところが所管だし、そもそも防衛省の所管になると思うんですけども、国のほうからはどうなんでしょう、この辺りについて、この訴訟についての相談というよりも、一般的なこの行政の事務として助言とかを求めたこととかあったりするのかな。その辺りの助言の内容で今把握している範囲でどういった助言があったのか。適切にやっているというような、そういった国としてのおおむねの見解とかあるのか、この点はいかがか、分かる範囲で結構です。今手元になければいけないでまた改めてでもいいですけど、その辺りは大丈夫ですかね。

○市邊地域協働局区役所課長 我々もこの事務につきましては、総務省のほうに適宜問合せもさせていただいております。住民基本台帳法等、関連の法規に基づいた適切な対応だというふうに聞いております。

○委員長（上嶋寛弘） 神戸市当局としては、担当課であったり担当局のほうに、総務省のほうに確認もしていただいたと思うんですけども、おっしゃるとおり、これは適切な対応を神戸市はしているところであります。私も先日、前参議院議長をお務めになられた山東昭子議員を通して、松本総務大臣のほうの事務所にもつなげていただきまして、秘書官のほう、政務ではなく、そういった秘書官のほうに確認を取りました。当時、松本総務大臣でございましたので、神戸市において、こういった自衛官の募集事務において、こういった問題になっている状況であると。これは国からお話があって、神戸市としては協力をしているところでありますから、これ問題ないよねということ、確認をその秘書官を通じていたしましたところ、何ら問題はないというような見解も取っているところでございますので、しっかりこれは進めていっていただきたいなというところであります。

ただ、やっぱり総務省もついつい一般論化してしまっていて、曖昧にするところとかあると思うんですよ、国の官公庁ですから、そういったところはあると思うんですけども、本件に係り、国会法に基づいて自衛官募集事務に係る自治体の協力等に関する質問主意書が国会で提出、参議院から内閣総理大臣宛てにされております。その際には、もう神戸市の状況もる書かれてございます。私の質疑であったり、これに逆に反対する勢力の質疑も含めて引用されて、質問主意書として出てございますので、これに関しての引用や運用の在り方についてということは、明日になるんですけども、閣議決定されまして、答弁としても出てまいりますので、これ政府見解としても大変どういう考えになるかということは注目をしていただけて、活用していただき、今後も、神戸市として、自衛隊・防衛省に対してはきっちり協力していただきたい。これは久元市長も御答弁いただいておりますけども、改めてこれは担当される皆様方においても、これはしっかりとやっていっていただきたいと思いますが、局長いかがでしょうか。

○三重野地域協働局長 今おっしゃっていただいたように、国の見解ももしきっちりと出していたくんでしたら、それも踏まえて適切に対応してまいりたいと、これまでどおり適切に対応してまいりたいと考えております。

○委員長（上嶋寛弘） 石破内閣においてどういう閣議決定されるかはちょっと分かりませんが、総務大臣も代わりましたから、その辺りも、総務大臣、防衛大臣、いろいろ閣議で回って決定されるんだとは思いますが、その内容については、問題があればまた再質問主意書が出るはずでございますので、そういったところもるしっかりとやっていっていただきたいなというふ

うに思いますので、どうぞこの点よろしく願いいたします。

裁判は裁判として、ここはしっかりと神戸市の主張、きっちりこれ協力しなくてはならない問題でございますから、協力を引き続き神戸市としてもしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

以上です。

- 副委員長（三木しんじろう） それでは、上嶋委員長と交代いたします。
- 委員長（上嶋寛弘） 他に地域協働局の所管事項、御質疑ございますか。
- 委員（松本のり子） 先ほどの自衛隊の問題に関連して、ちょっと再度確認したいんですけども、せんだっての市長の本会議発言では、これは強制ではないが、市として積極的に行っているという見解だったと思うんですね。これはこれで今の神戸市の姿勢であるということでもいいんでしょうか。
- 保科地域協働局副局長 これまでも繰り返し何度も御答弁させていただいてるんですけど、我々はまだ法律にのっとって自衛隊の要請を受けて御提供しているという姿勢でございます。
- 委員（松本のり子） 市長がおっしゃった、強制ではないが、市として積極的に行っているというこの文言について、これでいいんですかとお聞きしてるんです。
- 保科地域協働局副局長 自治体の事務としても明確に法律に書かれておりますし、自衛隊からの要請を受けて覚書も締結して、個人情報のプライバシーもきちんと守られているということを確認した上で行っておりますので、問題はないと考えております。
- 委員（松本のり子） 全然話が合わないんですけども、強制ではないということでは理解していいんですね。強制だから自治体としてやっているじゃなくて、強制ではないと、この今の現時点においてね。だけでも、市として積極的に行ってるんですよという言葉はそのとおり理解していいんですね。イエスかノーかでお答えください。
- 三重野地域協働局長 おっしゃるとおり、強制というわけじゃなくて、ちゃんと自治体として判断して、ちゃんと国と協定を結んでやってるということでございます。
- 委員長（上嶋寛弘） 他にございませんか。
（なし）
- 委員長（上嶋寛弘） では、御質疑がなければ、地域協働局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。
当局、どうも御苦労さまでした
委員の皆様申し上げます。
この際、市長室が入室するまで暫時休憩いたします。
当局がそろい次第再開いたします。
（午前10時45分休憩）

（午前10時46分再開）
（市長室）
- 委員長（上嶋寛弘） では、これより市長室関係の審査を行います。
市長室所管事項について、皆様ございませんか。
（なし）
- 委員長（上嶋寛弘） というわけで、私が質疑させていただきたいと思いますので、その間、副

委員長と交代させていただきます。

もうこれ、予算特別委員会でも決算特別委員会でも質疑をしてございますし、意見表明においても入れさせていただきました。朝鮮学校の助成金の問題でございますが、この朝鮮学校の助成金の問題について、これもう意見表明されて——先週のことではございますけども——市長のほうには伝わっているのでしょうか。予算のときも決算のときもずっと伝えていただきたい、検討していただきたい旨はいろいろな場で言うておるんですけど、この辺りについてまだ言っていない、知らない、市長は。どうなんでしょう、状況いかがでしょうか、教えてください。

- 岡本市長室長 先般、意見表明がなされたということについては、市長のほうに報告が入っております。各委員会、あるいは常任委員会で、特に上島委員長のほうからも御指摘をいただいた件については内部で検討しております、直接今、こういった形でとか、こういった形でというようなことのまだ議論の段階でありますので、直接まだ、何ていうんでしょう、意見を具申しているという状況ではございません。
- 委員長（上島寛弘） 分かりました。朝鮮学校の助成の問題、今回の意見表明——決算特別委員会の意見表明においては、神戸市として、兵庫県に追従することなく、令和7年度の予算には計上しないことということで意見表明はさせていただいております。やはりこれに関しては、あの際もやり取りをしました。室長も職員、補助機関の立場でございますから、今、神戸市としてこれやっているとありますので、否定というところではできないところであることは理解をするところであります、やはりその子供の権利のためという観点で言うのであれば、るる何度とも申し上げておき、北朝鮮に修学旅行に行っている問題であったりとか、実際に卒業生のOBの方々の御意見であったりとか、あとはその歴史とかそういった教育——検定の教科書も使っている、それを副教材として使っているということも聞いてはいるんですけど、社会科に関しては、例えば、それは日本の教科書と別に——兵庫県の長瀬議員も質疑されてましたけども、決算特別委員会における答弁においては、もう一つの自国の教科書の歴史についても意見が違ふから、比べて教えているというような、そういう答弁も兵庫県のほうで話としてございましたが、比べて話すといったって、特に朝鮮の現代史——両国と言ってますけども、北朝鮮とは国交がございませんので、国かどうかというのは、それいろいろ政府の見解はあるとは思いますが、そういった中で教えられている朝鮮史の内容について、例えば、それは領有権の問題とかそういった見解の相違とは別に、そもそも朝鮮史ということで、その国というのが北朝鮮を指すのであれば、全く内容として荒唐無稽な内容がいろいろあるのはこれ御存じですかね。今の最新の状況というの、またこれは把握してもらわなきゃ困ると思うんですけども、中には何かもともとはソ連の関係で金日成がいたのに、そんなの関係なく白頭山で生まれてなんやらかんやらと、伝説とかそういう神格化的なところも、向こうは正史として、歴史として教えているような状況もありますので、そういったそのことをわざわざ教えていることって、果たして子供の健全な成長にとっていいのかと、もうまさにこれ洗脳教育にも値するところであったりとか、あとは、サッカーが、朝鮮学校強い学校が多いですけども、そういったところで、例えば、日本の応援をしたらとか、ユニフォームを着たら、もうその時点で罵倒されて、ぼろくそに言われるんですね。それは生徒間じゃないですよ。教師からも言われてるというような状況もございました。やっぱりそこについては、ある意味おかしいし、昨日かな、ニュース私見ました。昨日のニュースかはちょっと分かりませんが、最近のニュースで北朝鮮が憲法を改正して、韓国をもう敵国というふうに憲法改正もして、同じ民族の国というような扱いじゃなくなったわけですよ。そういっ

た国に対して、実際、現在進行形で北朝鮮は——これ地域協働局にも質疑しておりますけど、神戸市民が今現在進行形で拉致されてるわけですよ。住民票も、選挙管理委員会に聞きましたけども、有権者名簿にも有本恵子さんも田中実さんも載ってるわけですね。我々東灘区民からしても田中実さんがいて、神戸市民からしても有本恵子さんもいらっしゃるような状況下で、そういった国に修学旅行も行って、そういった国の歴史を教えて、教員室には、これ確認したいんですけども、それは教室の中にはないというふうなことであったと思いますけど、いまだに金日成とか金正日の肖像画を飾ってるということは、これ事実ですかね。これは把握されていらっしゃいますか。室長、いかがですか。

○垣内市長室国際部長 　ただいま御質問ありましたうち、肖像画の件につきまして、私のほうから御答弁いたします。

先生言われるように、教室に金日成、金正日の肖像画は確認できませんでしたが、高級学校の職員室には肖像画があったのを確認しています。この内容について問いますと、先方からは、朝鮮学校創設のときに恩を受けたということがあるので掲出をしているというふう聞いておまして、教育の一環ではないというふうには聞いております。

以上です。

○委員長（上島寛弘） 　創立者に対する敬意か何か知りませんが、金正日もいたんですかね。金日成だけ。

○垣内市長室国際部長 　金日成と金正日、2つの……（発言する者あり）

○委員長（上島寛弘） 　というわけで、もう金正日なんかもあれですよ、御存じのとおり、拉致をしろと言った、実行しろと言った、もう本当に主犯格ですよ、主犯格。そんな人間の肖像画をいまだに置いてるわけですよ。そんなの創立者もくそもないですよ。やっぱりこのおかしさ、そういったところをまだやっぱり敬意を持っている——敬意は敬意として持っているというようなことをしていたり、いまだに拉致被害者が帰ってきていない中で、やっぱり朝鮮総連との関係だって公安当局だって把握しているわけですし、私も、もうかなり前から韓国の外交官とか、いろいろな機関の方々と接触をして情報交換もしておりますけども、やっぱりその辺りの実態というのは他国からも把握されてるわけですよ。韓国だけではないですけどね。そんな状況下においてもやっぱりもう本当にとんでもない状況で、公安調査庁や警察の外事課も頑張って情報収集しておりますけども、そういったこともあったりする中では、やはりこれはもう廃止一択でございますので、この点について、この議論も含めて令和7年度の予算を検討、考えていただきたいと思えますし、兵庫県のことをもう引用しないでください。兵庫県、教科書使ってますとかもう言っちゃって、兵庫県のそもそも調査自体もどれぐらいの調査やってるのか、臨検なのか、いきなり、事前予告なのかも何なのかも分かりませんし、兵庫県云々というのはこれひきょうだと思えます。やっぱり神戸市は政令指定都市ですから、ふだんは政令指定都市神戸市というふうに言ってるし、政令指定都市はもう別に兵庫県から関与も何か受けるわけではないんだから、ここはしっかりと、一自治体として、神戸市としての御判断をいただきたいと思えますので、兵庫県さんとどうこう云々ということは考えないでいただいて、兵庫県知事が幾らその子供に罪はないと言っちゃって、本当に子供のことを考えるなら、こういった洗脳教育をして、民族のアイデンティティーって誤ったアイデンティティーは駄目ですよ。言語のこともアイデンティティーのことも誇りを持つことが大事ですけども、そういったところでそんな全く別の朝鮮民族の誇りというよりも、金日成、金正日、金正恩のあんな体制を礼賛するような間違った教育ですから、こんなところに

お金を払うこと自体が、適切に補助金を出してるとかじゃなく、そもそも出す先が間違えてるといふことをよくよく考えていただきたいと思います。室長、いかがですか。

○岡本市長室長 先生のほうから県のことを言うなという御指摘がございました。

神戸市の外国人の学校への助成という趣旨につきましては、これも従前来から申し上げておりますけれども、当然、子供たちの学校教育の環境の向上であるとか、外国人の方にとって住みやすいまちづくりをちゃんと進めていこうということであるとか、あるいは、いろいろな形で交流を通じるということで、国際社会というんですか、そういったものの理解を進めていこうという趣旨でこの制度を設けております。その中で、外国人学校という定義をどういうふうにするかということで、極端に言えば、どんな団体でもどこでも何でもというふうにこれはいかないわけだというふうに思っております、そのためには一定の基準というか、適格性というか、あるいは客観性というか、そういったものが必要なのではないかなというふうに私は思っております。それが、今、各種学校の認可をする権限というのが県にあるということで、その基準を我々はベースにして、この制度を運用していると。おっしゃるように、先生、ならばその認可をした学校が、今、先ほど来いろいろ御指摘がございました、そのことについてるようなのかということについては、先般の当然決算委員会も含め、これまでも委員長から御指摘いただいた内容については、これもお叱りを受けるかもしれませんが、県とも共有をさせていただいておりますし、仮に法令違反だとか、あるいは寄附行為の違反だとか、そういったものが仮にあるのであれば、これは当然県も認可というこの手続において、しっかりとしかるべき措置を取るというふうに思っております。

ですから、まず今、少なくとも御指摘をいただいたようなことについては、当然我々としても受け止め、また、県とも協議を——協議といいますか共有をした上で、これも従前来答弁させていただいてるところなんですけど、その辺りは慎重に対応をどういうふうにするかというのを検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（上島寛弘） 兵庫県と情報共有する必要は全くないとは思いますが、もう答弁としてはこれなかなか苦しいところであるところは分かるけども、適格性だとか、各種学校云々かんぬんということよりも、教育内容とかその状況であること、やっぱりその北朝鮮との関係、朝鮮総連との関係性、こういったところを問題視しているわけがございますし、この点について、もう明らかにこれはおかしいところでもあります。全く朝鮮学校のそういった、本当に本来の創立の趣旨で朝鮮語が学べない状況であると、だからこそそういった学べる機会をつくろうというような趣旨、その趣旨で言うとそれは大事だと思いますよ。ただ、それとは全くかけ離れたことが教育施設において行われていたら、それはやっぱりおかしいことはおかしいと言って、子供たちのためにその教育環境を整備するということが全く整備になってないわけですよ。それによってむしろ朝鮮学校のそういったところも含めた、修学旅行に行ったり、北朝鮮に。そういった礼賛する金正日も含めて、あんな人間を礼賛する肖像画を掲げているようなところに対してのその——結果的に本当だったら自前で朝鮮学校が用意しなきゃいけない教育環境の整備という費用を、結局それ神戸市民の血税で賄われてるわけだから、その分浮いてるわけですよ。浮いた金はほかにまた使えるわけですよ。そういったことを考えたら、結局、ある種北朝鮮を礼賛して、こういった体制をずっと維持するためにくみしてるというわけですね、神戸市民の税金を使って。ですから、これは本当に重大な問題だと思いますので、齋藤さんが何を言ったかはもう報道とか見たら分かると思いますけども、そんなの関係がないところでもありますし、子供たちの権利という

ならば、余計にこれはしっかりと廃止をしていただきたいし、別に在日朝鮮人の御子息だって、公立小学校——神戸市立の小学校に入れるわけですから、だったらそれとは別の部分の賄うことというのは、放課後教育とかで、例えば、朝鮮語学習とか、それはすりゃあいいじゃないですか、私塾として。それで各種学校があるんだから、学校法人として私塾でやりゃあいいんじゃないのというところもあると思いますので、そんなもう本当にふざけたような状況というのは是正していただきたいと思います。よろしくをお願いします。この件についても含めて市長に共有していただきたいと思いますが、いかがですか。

○岡本市長室長 先ほども申し上げましたように、今回、あるいは先般の決算委員会等も含めまして、委員長のほうからも御指摘いただいた件については、我々としても受け止めるというふうに申し上げたと思います。当然それも含めて、先ほど来言いましたように慎重に検討いたしまして、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（上島寛弘） それでは、これで終わります。

○副委員長（三木しんじろう） それでは、上島委員長と交代いたします。

○委員長（上島寛弘） では、市長室の審査はこの程度にとどめたいと思います。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれては、市長室が退出するまでしばらくお待ち願います。

（午前11時0分休憩）

（午前11時1分再開）

○委員長（上島寛弘） それでは、再開いたします。

これより口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初に居住区と氏名を述べ、内容を要約の上、5分以内に陳述を終えてください。

それでは、陳情第99号について、口頭陳述を聴取します。

中川さん、前へどうぞ。

それでは、5分以内をお願いいたします。

○陳情者 中央区、兵庫県弁護士会会長の中川勘太でございます。

本日は、9月27日付、選択的夫婦別姓制度の早期実現に関する陳情につきまして、口頭陳述をする機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

選択的夫婦別姓制度は、平成8年、法制審議会が答申した民法改正の中の1つでございます。しかし、今日まで、一度も国会で審議されることがなく、既に30年近い年月が経過しております。この間、兵庫県弁護士会のみならず、全国各地の弁護士会、そして日弁連は、度々、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書、会長声明を發出してまいりました。そして、本年6月14日、日弁連定期総会において、誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議を採択いたしました。これは弁護士会の組織としては最上位の機関決議となります。

また、本年6月には、経団連も、選択肢のある社会の実現を目指して、女性活躍に対する制度の壁を乗り越えるとして、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める提言を公表いたしました。これにより、休眠中であった自民党の別姓ワーキンググループが活動を再開しております。

本年9月には、自治体の首長の約8割が選択的夫婦別姓制度を容認するという共同通信のアンケート結果も報道されております。

同姓を望む夫婦は同姓に、別姓を望む夫婦は別姓を選択できるというのが選択的夫婦別姓制度です。社会は今選択できる制度にすべきだという方向に向かっていることが分かります。

ここである弁護士、本日傍聴しております石橋伸子弁護士の手記を紹介させていただきます。

私は、平成元年4月に弁護士登録をし、その5月に婚姻届を提出しました。夫は同期の弁護士。私は婚姻による改姓をしたくなかったのですが、夫が、ごめん、僕、田舎の長男やねんと言ったこと。そして、当時から日弁連が通称使用を認めており、弁護士として登録したときの姓を使い続けることができることが分かっていたことから、自身の仕事や生活への影響は小さいだろうと考えて、夫の氏に改姓いたしました。ところが、通称というのは思った以上に不便・不都合極まりないものでした。会社の清算人になった際、商業登記簿には戸籍上の氏名しか登記できないというので困ってしまいました。これでは、弁護士石橋伸子が会社の清算人であることが登記簿上分からないわけです。破産管財人になったときも同様でした。その都度、石橋伸子と、戸籍上の氏名の人物とが同一人であるという証明書を弁護士会から発行してもらう必要がありました。同一証明書を事務スタッフに取りに行ってもらった際、私は何とも言えない引け目のようなものを感じざるを得ませんでした。

夫婦別姓選択制度に対し、通称使用の拡大や公証化によってこれを解決しようという提言がございます。しかし、通称使用の拡大やその公証化では決して問題は解決しません。通称はあくまでも通称であって、自分の本名ではないわけです。自分が生まれたときから名乗ってきて、結婚によって改姓したくないと考える姓と名は、自分の本当の姓名であるべきですが、これを堂々と名乗れないということによる悔しさ、悲しさ、苦しさは、人格権の侵害としか言いようがないというのが、30年以上、通称としてしか自分の生来の氏名を名のれなかった私の実感です。

もちろん、身体を拘束されて拷問されるといった人権侵害ではございません。しかし、最近、マイクロストレスが長期間続くと脳の機能にダメージをもたらすという研究結果が報道されておりますが、それに類似しています。人格権侵害というこの小さな人権侵害は小さいかもしれませんが、長期間続くと、人としての誇りを毀損し、個人の尊厳を脅かすものになることを実感しています。

私の夫は、2年前に大病を経て他界いたしました。他界する少し前に、幾つかのことを私に残しましたが、その1つが、夫婦別姓のことについては君を苦しめた、申し訳なかったというものでした。婚姻による改姓を望まない当事者だけではなく、その配偶者も苦しんでいるということを知っていただきたいと思います。

私たち夫婦には選択的夫婦別姓制度は間に合いませんでした。しかし、これを子供の世代、孫の世代にまで引き継いではなりません。この人格権侵害という人権侵害を伴う夫婦同氏強制制度はもうやめなければなりません。当事者でない皆様にもぜひ御理解いただきたいのです。選択的夫婦別姓制度の早期実現を求めます。

手記の朗読を終わります。

誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求めます。どうか皆様の力で、先生方の手で、国会の背中を押してください。

御清聴どうもありがとうございました。

○委員長（上畠寛弘） 口頭陳述は終わりました。

なお、本陳情につきましては、後ほど意見決定をいたします。

- 委員長（上島寛弘） それでは、これより意見決定を行います。
まず、予算第24号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算についてはいかがいたしましょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（上島寛弘） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。
次に、陳情第99号選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を要請する意見書提出を求める陳情について、各会派の御意見をお願いいたします。
それでは、自由民主党さん。
- 委員（平井真千子） 選択的夫婦別姓を求める方々は、氏を変更することによる社会的な不利益の問題もございますが、アイデンティティーの問題がより大きく、非常に深刻な思いをお持ちであると感じております。一方で、反対する方々は、日本に定着した制度を変更することへの抵抗感や不安が大きいのがその理由でございます。
これまでの司法の判断では、双方の意見に理解を示しながら、制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないとしております。私どももこの判断を尊重し、国会において双方の課題を認識しながら、怠りなく議論を進めていただきたいと思いますので、打ち切りといたします。
- 委員長（上島寛弘） 次に、日本維新の会さん。
- 委員（ながさわ淳一） 今のところ、日本維新の会は、戸籍制度及び同一戸籍同一氏の原則を維持しながら、旧姓使用にも一般的な法的効力を与える制度の創設など、結婚後も旧姓を用いて社会経済活動が行える仕組みの構築を目指すため、審査打切とさせていただきます。
- 委員長（上島寛弘） 次に、公明党さん。
- 委員（吉田謙治） 公明党は陳情について、採択を主張したいと思っております。理由を以下述べます。
選択的夫婦別氏制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度につきましては、既に平成8年、阪神・淡路大震災の翌年でありますけれども、法務省法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を提言し、民法改正法案まで準備されています。しかしながら、国会には提出されず、今日に至るまで、いわゆるたなごらしにされている状態です。
この課題は大きく2つの論点があると考えております。第1は、民主主義の重要な基盤である自由と平等の要請。第2は、社会制度として、現在の夫婦同姓制度が合理性・有用性を有しているかどうかの問題であります。
第1の自由権としての選択的夫婦別姓制度の意義であります。自分自身の名前を名のるとき、この夫婦どちらかが姓を合わせなければならないとする制度では、どちらかの姓を強制されることとなります。先ほど陳情者の口頭陳述にもありましたように、多くのそういう事態が社会のあちこちにあることは事実であります。自分自身の名前をどう名のるのかは、あえて言えば、最も基本的な自由権であります。自分自身の名前でありますから。個人の尊厳を尊重し、それゆえに個人の自由権及び法の下での平等を保障することは言うまでもありませんが、民主主義の基盤であり、国民主権国家の基盤であります。これを制約するには、自由の意義を凌駕する具体的かつ客観的な問題を提示する必要がありますが、反対論は抽象的であり、指摘される問題との因果関係の証明も定かではありません。
第2は、社会における合理性・有用性の問題です。本年、先ほども陳情者からありましたけれども、経済団体連合会、いわゆる経団連、経済同友会などが選択的夫婦別姓制度の導入を求めたことが如実に社会の要請を表しています。すなわち、企業の役員に女性が増えるなど、女性の社

会進出が進むにしたいがい、同姓を求める現在の制度では、様々な法的手続上、障害が発生し、企業活動、ひいては日本の経済の将来に悪影響を及ぼすと判断するからであります。さらに、社会経済活動のボーダーレス化が進み、海外からの高度人材の獲得が重要な課題になっている中、同姓を求める現在の制度が障害になるとの指摘もあります。また、2021年の内閣府調査では、積極的に結婚したいと思わない理由の中、20代・30代の女性で、姓が変わるのが嫌、面倒と回答した割合が男性の2倍に上っています。夫婦同姓を求める制度が結婚の障害になっていることを示すものですが、家族の一体感を心配するより先に、そもそも結婚しない若者が増えることのほうが問題であることは明らかであります。少子化という大課題を抱える中、子供を産むことについて、結婚が前提になっている日本人社会では、夫婦同姓を求め続けることは、現制度の合理性・有用性に問題があると言わざるを得ません。

ちなみに、夫婦同姓を強制しているのは世界で日本のみだと言われております。国連の女性差別撤廃委員会では、夫婦同姓を強制する制度を改めるよう勧告し、ちょうど今日でありますけれども、17日に、その後の日本の取組について、国連の女性差別撤廃委員会で審査をされるところであります。

これもちょうどそういうことがあつてのことかと思えますけれども、今朝は神戸新聞の、これは衆議院議員選挙に関する社説として、選択的夫婦別姓の問題を論じておられます。国の法制審議会自身が28年前に提案した選択的夫婦別姓制度がなぜ長年放置されているのか。政党の衆院選の公約では、大半の政党がその実現を公約しています。今回の陳情を採択しないとする具体的かつ客観的な理由、根拠を示さず判断を下すなら、国民個人の尊厳・自由・平等、そして経済活動の進展、少子化対策などの社会的要請をないがしろにするものと指弾されても致し方ないというべきであります。

最高裁判所は、この問題で現在の民法が違憲ではないとしています。しかし、現制度が望ましいとしているのではなく、個人がその氏、姓をどうするか、裁判所が判断するよりも、国民自身の議論、判断に任せるという趣旨であります。したがって、国民自身の判断を伺うまさにこの衆議院選挙において、争点の1つに上げるのは当然のことであり、この当委員会においても、明確な判断理由を示すことは、私たち政治家の責務であると考えております。

以上の理由をもって、本陳情については、ぜひ採択すべきものとする次第であります。

以上です。

○委員長（上嶋寛弘） 次に、日本共産党さん。

○委員（松本のり子） 陳情第99号は採択を求めます。

今やはり世界で夫婦同姓を法律で義務づけている国はこの日本だけです。国民世論も既に7割以上が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成し、経団連も制度の導入を求めて政府に提言を出しています。国連の女性差別撤廃委員会も日本政府に対して繰り返し繰り返し、法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改正すべきだということを勧告もしてきています。夫婦別姓を可能にする法改正は今待ったなしではないでしょうか。

結婚のときに名前を変える、改姓するのは、現在も女性が95%だと言われております。陳情でもありましたが、姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上での様々な不便・不利益をもたらし、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かしています。

この間、夫婦同姓を求める現行規定は法の下での平等、婚姻の自由をうたう憲法に反するとして、

多くの裁判が闘われてきました。2021年6月の最高裁大法廷では、憲法に違反しないと判断したものの、国会での立法による解決を促しています。

家族の在り方は多様化し、夫婦や家族の形は様々です。個人の選択に寛容な社会をつくっていくことが今求められています。だからこそ、地方議会でも420以上の意見書が今可決されています。夫婦同姓の強制は戦前の家制度の名残です。1996年には、法務省の法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法の改正を答申していますが、いまだにこれは実現を拒んでいる勢力があるために、実現していません。ですから、地方議会から国に意見書を上げていき、国を動かしていくというこの陳情に採択を求めるものです。

○委員長（上島寛弘） 次に、こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 陳情第99号選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を要請する意見書提出を求める陳情に関しましては、採択を主張いたします。

夫婦が同じ姓を名のる現在の制度に加えて、希望する夫婦が婚姻後も元の姓を名のり続けることができる制度、今、時代とともに変わる人の価値観、社会実態に合わせて、1人1人の選択肢を増やすということは大事と考えます。多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながるかと考えております。第5次男女共同参画基本計画の中でも、さらなる検討を進めるとなっておりますので、国で活発な議論を期待したいと思います。

○委員長（上島寛弘） 次に、平野章三委員。

○委員（平野章三） 医療分野で例えばの例ですが、実績をすごく積んで、それで名前が変わったために、海外では大きな支障が出ると。こういうことは簡単に言うと国益にも影響するという1つの例です。そういうなのを参考に、私は採択です。

○委員長（上島寛弘） 以上のように、各会派の御意見は採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日、結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（上島寛弘） 以上のように、本陳情の採否を決することに賛成の方と反対の方が同数となりました。

委員会条例第14条において、委員会の議事は可否同数の場合においては、委員長の決するところによると規定されております。

それでは、本陳情につきましては、審査打切と決定いたします。

以上で、意見決定は終了いたしました。

○委員長（上島寛弘） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

（午前11時19分閉会）